農村滞在型余暇活動機能整備計画書 (田野畑村グリーン・ツーリズム推進計画)

平成 29 年 12 月

岩手県田野畑村

第1 基本的な考え方

田野畑村は、岩手県沿岸北部に位置し、南西部は岩泉町、北は普代村に接し、東は太平洋に面した農山漁村である。村中心部から県内近隣主要都市への距離は県都盛岡市 110 km、広域行政圏の中心都市宮古市 48 km、久慈市 44 kmとなっている。

地勢は、本村の東部にあたる沿岸部は隆起海岸、中央部は東西に伸びる数本の深い峡谷に分断された海岸段丘、西部は北上山地に連なる山岳となっており、東西 16.8 km、南北 14.8 km、総面積 156.19k ㎡で、村の約 87%は山林や原野で占められ、耕地は主に海岸段丘上の比較的平坦な地域と渓谷沿いの傾斜地に拓けている。

気象条件は海洋の影響を受けることが多く、夏期は沿岸特有のヤマセにより日照が少な く冷涼な気象である一方、冬期は乾いた北西風が吹き日照時間は多い。

村では、平成 23 年 3 月に村政運営の指針となる「田野畑村総合計画[基本構想](平成 23 年度~32 年度)」及び同前期計画を策定したが、直後に発生した東日本大震災により、村を取り巻く状況は大きく変化したことから、「田野畑村総合計画[後期基本計画](平成 28 年度~32 年度)」おいては、前期の取組み状況を踏まえつつ、東日本大震災からの復興と更なる村勢発展を目指し各分野の計画の見直しを行っている。

同計画では、産業の振興目指すべき将来像として「地域資源を活用した産業間連携が盛んで働きがいのある村」を掲げ、農業分野では菌床シイタケの産地化に向けた菌床オガ粉生産体制の構築や大量に発生する廃菌床の有効活用、林業分野では間伐の促進と間伐材の有効利用、水産分野では海洋資源の付加価値化と観光連携の推進。観光分野では内陸部や山間部における体験型観光素材の掘り起こしと観光交流リーダー等の人材育成及び訪日外国人観光客の受入れ体制整備の推進について、その必要性と具体的な施策を打出している。

しかしながら、東日本大震災の津波による被害を受けた沿岸地域の漁業体験施設やホテル等の一部施設が復旧したものの、国道 45 号線を中心とした内陸の中央地域及び山間地域では、都市住民や訪日外国人との交流や滞在のできる拠点や施設が少なく、これらの機能の整備が大きな課題となっていることから、今後 5 年間における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、農用地や津波浸水域の有効利用を中心課題としつつ、地域の農林漁業の総合的な振興及び地域の活性化を図っていく観点から積極的に推進するとともに、豊かな自然や地域の生業や文化と触れ合う農林漁業余暇活動を展開していくこととする。

第2 農村滯在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 整備地区の区域

農村滞在型余暇活動の機能を整備する地区(以下「整備地区」という。)は、それぞれの地域の特性を考慮したコンセプトによりテーマを掲げてゾーニングし、次の表に掲げる3地区を設定する。

【整備地区の区域】

整備地区名	区域の範囲			
中央地区	菅窪・田野畑・和野・西和野・大芦・浜岩泉			
沿岸地区	北山・机・明戸・羅賀・島越・切牛・真木沢			
山間地区	沼袋・甲地・田代・千丈・巣合・萩牛・七滝・猿山・池名・板橋・尾肝要			

(1) 中央地区(農泊や特用林産物を中心とした農村体験と農産物の販売や食の提供エリア) 同地区は、村内中央部を南北に縦貫する幹線道路である国道 45 号沿いに位置すると ともに、三陸沿岸道路(高規格幹線道路)のインターチェンジ整備が進められており交通 の利便性が良い。

同地区には、村が所有する古民家があり、これを宿泊体験や研修施設として活用するとともに、農泊受入れを推進している NPO 法人との連携により、都市住民や訪日外国人観光客等に対し宿泊を伴う滞在型農村体験の展開を図ることが期待できる。

また、産直販売施設・飲食施設・コミュニティ公園を併設した「道の駅たのはた」や早稲田大学の宿泊研修施設「青鹿寮」が地区内にあることから、これらの観光コンテンツや学習施設及び特用林産物生産施設やリンゴ・ヤマブドウ等果樹農家と連携した多様な農林体験交流事業の展開が可能である。

(2) 沿岸地区(漁家泊や漁業体験の提供と震災体験の伝承エリア)

同地区は、三陸鉄道の田野畑駅や島越駅があり、鉄路による村の玄関口となっている。 また、海岸線を通る県道 44 号は三陸海岸の主要な観光ルートであるとともに、机・平 井賀・島越の各漁港を有する本村の水産業エリアである。

東日本大震災の津波では、漁家集落や水産関連施設等が壊滅的な被害をうけたが、平成 29 年 12 月時点においては、被災家屋の高台移転や漁船の確保、魚荷捌き施設の復旧が完了し、水産作業施設や漁港の復旧事業が継続中となっている。

村の主な観光施設であるホテル・旅館・キャンプ場・観光船発着所、体験施設である 机浜番屋群・しおさい交流センター・マレットゴルフ場があり、前述の津波で被災した ものの現時点においては、それら施設の復旧が完了している。

また、震災後の新たな観光資源として、震災遺構・みちのく潮風トレイル・三陸ジオパークが設置されている。

同地区では、NPO 法人が地域住民を体験指導者やガイドへの登用と育成を行い、各種体験プログラムや津波体験語り部を提供しているほか、漁家を中心とした民泊(農泊)の受入れを10年以上続けているなど、伝承や交流活動に対する意識が高い。

(3) 山間地区(農泊や酪農を中心とした農村体験と自然体験エリア)

同地区は、豊かな山林に囲まれ、渓流沿いの集落や耕作地が心和ませる農村風景を作り出している。チョウセンアカシジミ・ヒメホタル・サクラソウなどの希少動植物の生息地区があり、地域住民による保護や保全、NPOや教育委員会との連携による観察イベントや里山トレッキングを開催するなど、環境保全や農村体験交流への意識が高い地域である。

また、同地区に開墾された牧野では乳用牛が飼育されており、牛乳生産のほか近年はチーズ等の加工品開発も行われていることから、酪農作業、搾乳体験、加工品製造体験などのメニュー作りが可能である。

北部では、平成 23 年には尾肝要トンネルの開通によって田野畑中央部との移動時間が大幅に短縮した。今後は、海岸の景勝地である北山崎の地区とを結ぶ村道整備が完了する予定であることから、沿岸部の観光体験施設等と連携することで、都市住民や訪日外国人観光客等の滞在・周遊化を図ることが期待できる。

2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の現況

ア土地利用の現況

本村の総面積 15,619ha における土地利用については、農業振興地域が 12,430ha、 うち農用地区域は 1,082ha となっている。農用地面積は平成 19 年の 1,280ha から 10 年間で約 15%減少している。また、東日本大震災によって被災した沿岸部の家屋が内陸部の高台等に移転再建したなどの特別な要因によって宅地面積が増加している。

【田野畑村の土地利用状況】

農業振興地域 (ha)	農用地		農業用	宅地	工場	山林	その他	合計
	農地	採草	施設		用地	・原野		
		放牧地	用地					
	900	182	1.0	1.41	10	0.007	1.014	10 400
	1,0	082	16	141	10	9,867	1,314	12,430
比率 (%)	8.7		0.1	1.1	0.1	79.4	10.6	100

注)資料: 田野畑農業振興地域整備計画(H29年度)

イ 農業の現況

本村の農業は、東日本大震災の福島第一原子力発電所の事故による風評被害等の影響により工芸農作物の一部で販売が低迷したが、現在は徐々に回復傾向にある。

高齢化や後継者不足により農業者が減少し耕作放棄地が増加していることから、村の農業を担う農業経営体の育成と農地の流動化対策が急務となっている。

村の農業生産額や出荷量は大根やブロッコリーの栽培を中心とした大規模経営体の育成や農業経営の法人化により増加しているが、一方で小規模経営体の減少が地域活力の衰退につながっていることから、高齢化や経営規模に合った品目の導入、経営改善が課題となっている。特用林産物の菌床シイタケは、農業生産法人が中心となって生産の拡大や品質向上に向けた試験栽培等が進められているが、菌床オガ粉生産体制の構築や大量に発生する廃菌床の有効活用を図る必要がある。

産直施設については、農業者と消費者を直接つなぐ拠点として、安全安心な農林水産物の提供と、新品目の導入や加工品開発による品揃えの充実化が求められている。

【田野畑村の農業の現況】

	農家数(戸)					農用	月地面積 ((ha)	
専業	販売農家 第一種 兼業	第二種 兼業	自給的 農家	計	水田	畑	樹園地	採草 放牧地	<u> </u>
45	19	38	185	287	64	824	12	182	1,082

主要作目面積(ha)						畜産	至 (飼養頭	羽数)	
水稲	水稲 大根 ホウレンソウ ブロッコリー 菌床シイタケ				乳牛	肉牛	豚	合鴨	採卵鶏
17	14	9	9	2	561	108	2,459	64,616	90,647

注)資料: 2015 農林業センサス、平成 28 年度家畜飼養頭羽数調査

ウ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況

本村における観光振興は、施策の指針となる「新・田野畑村観光振興計画(ステップアッププラン)」を平成22年3月に策定し、飛躍的な伸びを示していた体験型観光のプログラムや施設の充実化を図るとともに、「体験村・たのはた教育旅行受入協議会」とその中心的な役割を担ってきたNPO法人体験村・たのはたネットワークが長年続けてきた「農泊」を核に、広く地域住民を巻き込んだ「おもてなしの村づくり」を推進する計画であったが、一年後に発生した東日本大震災津波で、宿泊施設や観光施設及び交通インフラ等が壊滅的な被害をうけたことや原発汚染の風評被害により大きく後退した。

観光施設等の復旧や再建は平成 28 年度に概ね完了したものの、観光客の入込み数は 未だに震災以前のレベルに戻っていない。

震災後、三陸ジオパークやみちのく潮風トレイルなど、広域で取り組む新たな観光コンテンツが新たに展開されている。また、近年は都市圏や国内の主要観光地では訪日外国人観光客が急増し、今後はラグビーワールドカップや東京オリンピックの開催効果により外国人観光客の地方への回遊も見込まれていることから、被災地としての体験伝承や防災学習、農作業体験等プログラム開発やガイド養成及び体験拠点施設の充実化など受入れ態勢の整備を早急に図る必要がある。

また、これまでの体験交流事業は沿岸部を中心に実施されていることから、内陸部を 含め各地区の特性を活かした農作業等の体験プログラムや農泊の提供により、観光客等 の村内全域での周遊化や滞在化を図ることが求められている。

体験農園	体験・交流施設等	スホ゜ーツ・	観光施設	宿泊施設	その他
		レクリエーション施設			
なし	農林水産体験施設 2 ヶ所	体育館 1ヶ所	観光案内所 3ヶ所	ホテル 1軒	農泊家庭 90 軒
	産直施設 2ヶ所	野球場 1ヶ所	じずターセンター1ヶ所	旅館 3軒	北山崎
	農産物加工販売 1ヶ所	マレットゴルフ場1ヶ所	観光船施設1ヶ所	民宿 3軒	鵜の巣断崖
		キャンプ場 1ヶ所	震災遺構 1ヶ所	簡易宿所1軒	三陸ジオパーク
		海水浴場 2ヶ所 (被災・閉鎖中)	民俗資料館 1 ヶ所		みちのく 潮風トレイル
			道の駅 1ヶ所		

【田野畑村の体験・観光施設等の現況】

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

地区の農業生産活動や美しい自然・農村景観・伝統文化等の多様な資源を守りながら活かし、都市住民等に対して地域ごとの特徴を活かした農作業や農泊等の体験プログラムを通じた余暇活動の場を提供することが求められる。

また、農産物の販路拡大や後継者不足による担い手の確保など、農業の振興と農村の活性化を推進する必要がある。

このため、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、次に掲げる項目に従い推進していくこととする。

ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわ しい良好な農村景観の形成を図る。

- イ 都市住民等に農業・農村に対する理解の促進を図るとともに、国内外の社会情勢や ニーズに対応した多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地域の農業や自然、文化 等の多様な資源及び地域の特性を最大限に活用する。
- ウ 農業生産の振興又は農産加工品の開発・販売促進等地区の農業や特用林産物などの 関連事業の振興に資する整備を進めるとともに、農業所得の向上や就業機会の確保に より地域の活性化を進める。
- エ 農業者等の地区住民や農業生産法人等と調整の上、関係法令の適切な運用や秩序ある土地利用を図るとともに、それら関係者の合意の下に、創意工夫と主体的な取り組みによる整備を促進する。
- オ 施設等利用者の安全確保やホスピタリティーの向上を図るため、農作業体験等の指導を行うインストラクターの育成や集客のための企画及び施設の有効的な運営等を 行う人材の確保を図る。
- カ 地域の農業者や農業生産法人、NPO 法人及び村内の体験・観光施設の連携により、 整備施設の合理的かつ有効的な運営と施設利用者等の滞在・周遊化を図る。

3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農用地その他の農業資源の有する生産機能、国土の保全や保健休養の場等の多面的な機能が十分発揮されるようにし、農用地、農業用施設用地、住宅用地、林地等について地域の固有の農村景観に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図るとともに、農作業体験等の余暇活動の場を提供することにより、整備地区を訪れる人々に安全で快適な環境を提供することができる地域となるよう土地利用の調整を行い、限られた土地資源の有効活用を図るものとする。

(2) 土地利用の方針

- ア 良好な農村の景観の維持・形成
 - ① 農用地については、農業生産の場として適切に保全し、その効果的利用を図るとともに、農道や関連道の改良や環境整備を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。
 - ② 農業用施設用地については、騒音や悪臭等により周囲の環境を悪化させないよう に配慮する。
 - ③ 住宅用地については、住宅需要に応じた無秩序な農地転用がされないよう調整を図るとともに、花壇や景観木の植栽によって周囲の農村景観との調和を図る。
 - ④ 工場用地については、農業振興との関連性に配慮した誘導により、無秩序な開発 がされないようにするとともに、周囲の農村景観との調和を図る。
 - ⑤ 山林・原野については、公益的機能の発揮のための保全管理を図ることにより、緑豊かな農村景観の形成に努める。
- イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用
- ① 農村滞在型余暇活動を提供するため、継続的に農作業体験の用に供することが必要な農用地等として体験農用地を設ける。
- ② 体験農用地については、農作業体験の用に供するため、農用地として適切に保全し

その効率的利用を図るとともに、花木の植栽や草刈り等により良好な農村景観の維持・形成に努める。

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

田野畑村における都市住民等への農泊や農作業体験等のプログラムを通じた余暇活動の場の提供については、村内全域の農家等住民や関連団体が、それぞれの地域の特徴や特性を活かし主体的に取り組むことが重要と考え、そのための農作業体験施設等の整備については、既存の体験施設や観光施設との連携とともに、各地域の自然環境や立地条件等を活かした整備を図る必要がある。

【農作業体験施設等の整備計画】

施設の種類	位置 (設置地区)	数量・規模	提供メニュー ・機能	事業主体
農泊研修体験施設	中央地区	1棟(342 m²)	農村宿泊体験・研修	村・農業団体・NPO
体験農園	中央地区	1 区画	耕作・収穫体験	農業者・組合等団体

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 農泊実施組織である NPO 法人、産業団体、第3セクターや農業生産法人等と村からなる協議会等を組織し、農泊や農作業体験等プログラムの提供及び誘客のためのPR活動やイベントの開催を行うとともに、各施設のサービスの向上、人材育成、利用者の周遊や滞在化等について連携した活動を展開する。
- (2) 農産物直売施設、農産物加工体験施設、宿泊施設等へ供給する農産物や食材については、施設の運営者と地域生産者等の利用や供給に係る協定等の締結によって地域農産物の利用・販売促進とその安定供給を図る。

6 交流人口等の具体的な達成目標

達成目標	指標	現況(H28)	目標(H33)
	農泊等体験宿泊利用者の	100%	150%
グリーン・ツーリズム	增加率(%)	(170 人)	(250 人)
交流人口の増大	農作業体験等プログラム	100%	150%
	利用者数の増加率(%)	(6,700 人)	(10,000 人)

7 都市農村交流の担い手となる人材の確保及び育成に関する事項

農泊実施組織である NPO 法人等との連携や協力によって、農業者等一次産業に関わる住民や団体、観光関係者等から、高齢者や女性などを問わず幅広く人材を登用し、農泊及び農作業体験等の指導者やガイド等の都市農村交流の担い手を確保するとともに、定期的な研修や視察等による育成やスキルアップを図る。

第3 その他必要な事項

1 普及宣伝活動の推進

四季を通じ安定した利用者等の確保を図るため、イベントや商品等の企画を効果的に行

うとともに、SNS 等による情報発信やマスコミ、旅行会社、学校、消費者団体等へ働きかけを行い、誘客のための活動を積極的に展開する。

2 都市側との連携交流の推進

都市や訪日外国人観光客の動向やニーズの情報収集等のため、国や県の観光機関との連携や情報交換を密にするとともに、都市圏開催の観光イベントや国際交流イベントへ積極的に参加し情報の発信やネットワークの構築を図る。

3 支援体制の整備

田野畑村、農業委員会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、観光団体、NPO等との一層の連携強化を図り、農業者や農業生産法人等への指導・助言等を行い農村滞在型余暇活動の機能の整備の円滑な推進を図る。

(参考)

附図

- 1 土地利用計画図(農業振興地域)
- 2 体験施設・観光施設等の現況図
- 3 農作業体験施設等の整備計画図